

No.	意見	市の考え方
1	■項目及びページ	これまで、市が企業誘致を進めている「岐阜羽島インター南部東地区地区計画区域」内において6社の企業が進出しました。また、その波及効果により東海道新幹線岐阜羽島駅周辺においても多くの飲食店等が立地するなど、活性化が見受けられているところです。 2018年の安ハスマートインターチェンジの供用開始や、今後予定されている東海環状自動車道全線開通、リニア中央新幹線の開業に伴い、本市を含めた周辺地域全体のポテンシャルを高める一方、地域内における本市の優位性の低下が懸念されることから、短期的に更なる企業誘致を進める必要があります。 このため本計画では、東海道新幹線岐阜羽島駅と名神高速道路岐阜羽島インターチェンジの広域交通拠点を併せ持つ立地特性を生かし、積極的に企業誘致を進め、雇用の場の確保を図ることを施策の方針としています。
	■意見 もっと町作りの為に将来の町作りの計画が欲しいです。 1) 新幹線の駅があり 2) 名神高速道路のインターが有り 3) 第2環状道路の内に有り 4) 10年後には名古屋駅にリニア新幹線が来て 5) 伊勢湾が近くに有り 6) 名古屋の隣に位置して 以上立地を考えて町作り、税収を増やして、活躍できる環境で若者が住みたい羽島市を作ってほしい。	

No.	意見	市の考え方
	■項目及びページ 該当ページ不明	
2	■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すること。 ・各地区の土地利用制度、もしくは次期羽島市都市計画マスタープランとの関連性や施策について言及する。 ■理由 同計画書では上記のことが抜け落ちている気がします。 都市計画でいえばコンパクトシティや立地適正化計画というのが盛んにいわれるようになってきました。 羽島市では今後どのような方向性をやっていくのか総合計画で示していくべきだと思う。	羽島市第六次総合計画基本構想において、土地利用構想を定めています。このなかで、各エリアの特性に応じためざす土地利用の方向性を掲げています。

第3章 分野別計画 I 子育て・学び ～次世代を育むまち～

No.	意見	市の考え方
1	■項目及びページ 1 子育て 主要施策 ① 母子保健の充実 ●健やかな出産の支援 12頁 ■意見 以下の下線部分を計画書に追加記載すること。 妊娠期から～助成や父親、祖父母の育児参加を～ ■理由 ①岐阜県では祖父母が孫やその親と良好な関係を築きながら、子育てのよりよいパートナーとなってもらうために「孫子育てガイドブック」があります。 ②共働き世代が増え、母親に仕事と育児の負担がかかっているのは確かです。父親に育児参加することは当然ですが、祖父母が育児を担う機会が多くなっているのも事実です。昭和時代のように子育てとは多世代で育ていくべきですし、祖父母の育児参加の機会がふえることで親元への同居、近居の促進になると思います。	共働き世代が増加し、父親の育児参加や他の家族からの育児支援は重要になっています。祖父母の育児参加については、各家庭の考え方等多様なニーズがあることから、まずは父親の育児参加を促すことが必要と考え、原案のとおりとします。

No.	意見	市の考え方
2	■項目及びページ 1 子育て 目標指標 14頁	少子化の進展が社会問題と なっていますが、結婚、子育て に対しては若者に限らず、多様 な考えがあります。婚活セミ ナー、イベントは市以外でも多 く開催されておりその集計が指 標としては適しておりません。 また、出生率の低下は多くの要 因によって引き起こされる複雑 な問題です。そのため個別の目 標とし、問題に対処することは 適当でないと考えます。原案の とおりとします。
	■意見 以下の事柄を計画書に追加記 載すべきである。 ・目標指標に「④晩婚化・非婚 化対策（前回：婚活セミナー等 の参加者数、合計特殊出生率） 等」に関する指標名を設定すべ き ※合計特殊出生率の推移 H29 全国1.43 岐阜県1.51 羽島市 1.38 羽島市は全国、県よりも 低い状況であり課題点である。 次期羽島市男女共同参画プラン より ■理由 ①「令和元年6月まち・ひと・し ごと創生総合戦略2019につい て」4つの基本目標に「若い世代 の結婚・出産・子育ての希望を かなえる」とあり、個々人の希 望をかなえる少子化対策がある ため。具体的な指標目標は必要 と判断した。 ②少子化が大きな社会問題と なっており、若者が結婚に関し て晩婚化、結婚を望まない人が 多くなっている。子育てをし やすい施策ばかりだけでなく、 子育てをしたいという若者の イメージを定着させる（結婚 することが魅力的）必要がある。	

No.	意見	市の考え方
3	■項目及びページ 2 学校教育 主要施策 17頁	これまで本市において、「いじめチェックコーナー」(HP)を作ったり「電話相談カード」を児童生徒に配付したりして相談窓口を紹介してきました。 さらに、定期的にアンケート調査を実施するとともに、いじめ不登校専門員やスクールカウンセラーを中心に、悩んでいる子どもやその保護者の相談体制を構築してきました。 また、問題行動について、「いじめの要素の有無」を丁寧に検証しています。 今後、LINEなどのSNSを活用した相談体制の構築については、県の動向を見ながら検討します。 本計画書においては、23頁「●非行防止と健全育成」でいじめの未然防止や早期発見に対する取組みを進めることとしています。
	■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すること ・いじめ防止や早期発見に関する取組とSNSやLINEを活用した相談体制の構築 ■理由 ①今年9月に岐阜市でいじめに関する悲しい事件がありました。いじめ防止や早期発見は次期計画書でも引き続き重視される施策ですし、学校に通わせている親として一番の心配事は「子供がいじめられていないか。」です。 ②SNSやLINEを活用した相談体制構築は第3次岐阜県教育ビジョン(40頁)に掲載されています。岐阜県の指針なので羽島市も勘案する必要があると。	

No.	意見	市の考え方
4	■項目及びページ 3 地域教育 主要施策 22頁～ ■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すべきである。 ・企業と連携した教育の取組について ■理由 第3次岐阜県教育ビジョン15頁～では目標②地域と連携したキャリア教育の推進とあり、企業との連携については16頁にて「小・中学校においては、地域で働く人々の姿や行き方に触れる職場体験や地域の企業人等から学ぶ職業講和の充実を図ります」と記載されています。総合計画の施策方針で「企業と連携」とあるが、主要施策では「企業」という文字がない。	第3次岐阜県教育ビジョンに記載されている職場体験や職業講話の充実については、市内学校においても職場体験や職業講話を行っており、引き続き本市でも推進していきます。このため、22頁「主要施策①家庭、地域等と連携した教育の推進」において、「●地域と連携したキャリア教育の推進」を追記します。

No.	意見	市の考え方
5	■項目及びページ 4 生涯学習 主要施策 ①生涯学習機会の充実 26頁	学校の施設及び設備については、社会教育法による社会教育に利用する場合、学校教育に支障のない範囲で、学校教育の目的外に利用することが可能であることを「羽島市立学校の施設及び設備の利用に関する規則」に規定しています。 しかしながら、大半の学校の児童生徒数が減少しているものの、少人数教室、特別支援学級、通級教室などに教室を利用しているため、余裕教室は少ない現状です。
	■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すべきである。 ・生涯学習の場として学校施設の活用をしていく ■理由 生涯学習を実施する施設（コミュニティセンター等）が老朽化しており、また財政面で非常に厳しい局面にあり選択肢によっては統廃合になる可能性も考慮される。 よって学校の施設を学校教育に支障のない範囲で開放してスポーツ及び文化活動を通じて地域住民の生涯学習の場として提供すべきである。 文部科学省も余裕教室の活用を推進している。余裕教室とは児童生徒数の減少により、今後5年間以内に、普通教室として使用されることがないと考えられる教室のことをいいます。	

No.	意見	市の考え方
6	■項目及びページ 5 生涯スポーツ 主要施策 ①スポーツ参加機会の充実 29 頁 ■意見 (提案) 以下の事柄を計画書に追加記載すること。 ・スポーツを通じた健康推進や、障がい者の方などを含めた全世代型の実現に努めます (意見) 問題なのは特に障がい者向けのスポーツである。現状障がい児・者スポーツはパラ五輪種目「ボッチャ」を始め、健常者でも気軽に参加できる機会は増えてきています。障がい児向けのスポーツ教室はJPCがおこなっているようですが、障がい者自身がスポーツをプレイするという機会はあると聞いたことがありません。まずは「実態調査」から始めては如何でしょうか。学校卒業後の障がい者の生涯学習という面から、障がい者がスポーツ参加できる環境整備について、どのような施策を考えているかぜひ市政のお考えを示してほしい。 ■理由 ①第2次羽島市教育大綱（案）②岐阜県教育大綱それぞれ計画書内で示されております。	東京2020オリンピック・パラリンピック大会の機運の高まりに伴い、障がいの有無にかかわらず、気軽に参加できる障がい者スポーツが増えてきています。 このような状況を生かし、市が関わる様々なスポーツイベントを通じて、障がい者スポーツを実際に体験できる場所を設けて、市民が障がい者スポーツに触れる機会を増やすとともに、こうした機会があることを広く市民に周知を図り、障がい者が気軽に安心して参加できる環境を整える必要があると考えています。 このため、28頁「課題」の文章を「市民が利用しやすいように施設を管理するとともに、スポーツをする習慣のない方、また障がい者の方にも気軽に参加できる機会を提供する必要があります。」に修正しました。また、「施策の方針」を「市民が、障がいの有無にかかわらず、気軽にまた快適にスポーツを行うことができるよう、スポーツ参加機会の提供に努めるとともに、体育施設等の環境整備を行います。また、全国レベルで活躍するスポーツ選手の育成を図ります。」に修正しました。 29頁「主要施策①スポーツ参加機会の充実」において新たに「●障がい者スポーツの推進」を追記しました。 また、30頁「目標指標」に「指標名」「障がい者の週1回以上のスポーツ実施率」、「目標値」「40.0%」を追記しました。

第3章 分野別計画 II 健幸福祉・医療 ～共に支え健やかに暮らすまち～

No.	意見	市の考え方
1	■項目及びページ 1 地域福祉 主要施策 ① 支え合い・助け合いの推進 ●地域福祉を推進する人材の育成 33頁 ■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すること。 岐阜県が実施するヘルプサポーター認定制度を活用して研修を実施、人材育成をしていきます。 ■理由 岐阜県では周囲に配慮や支援を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」を身に着けている障害者に、積極的に声掛けなどを行う人を「ヘルプマークサポーター」として認定する制度を始め、岐阜県としては市町村からの要望に応じて研修を実施するなど、県内全域での取組みを予定しております（岐阜県に回答確認済み）。 大垣市や他県では障害者サポーター制度（別地域ではあいサポート運動ともいう）を導入して理解啓発活動をしています。羽島市としても岐阜県の施策を取り入れてヘルプサポーター制度研修を実施すべきと考えていくべきと考えます。	ヘルプマークサポーター制度については、ヘルプマークと同様に岐阜県等と協力し普及に取り組んでいきます。 なお、ご意見の主旨につきましては、33頁「●地域福祉を推進する人材の養成」に含まれていると考えているため、原案のとおりとします。

No.	意見	市の考え方
2	■項目及びページ 1 地域福祉 主要施策 ① 支え合い・助け合いの推進 33頁 ■意見 以下の事柄を計画書に追加・修正記載をすること (修正) ●地域包括ケアシステムの深化・推進 →2高齢者福祉(35頁～)へ移動させる (追加) (地域社会の実現に向けて) 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域住民一人一人の暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を実現させます。 ■理由 地域福祉とは高齢・障害・児童福祉の縦割りを打破して、地域住民や地域が我が事として参画して、人と人をつなぐを大事にしよう、ということを厚生労働省は示しています。「地域包括ケアシステムの深化・推進」は高齢者単独なので、「地域福祉」で示すことではない。大事な事は住民が我が事として参画させることであるために、どのようにするのかを「地域福祉」の項で名言すべきである。 これは国の施策からして羽島市の地域福祉の考え方は間違っていると考えます。	本計画における地域福祉分野は、高齢者や障がいのある方が安心して暮らすことができるよう、地域で支え合い・助け合いが行われる仕組みを構築するための施策を掲載しています。 このため、地域包括ケアシステムは、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・予防・生活支援を一体的に提供するもので、地域の多様な主体による支え合いの仕組みであるため、地域福祉の分野において掲載します。 また、「地域共生社会の実現に資する取組みの促進」を明確にするため、33頁「●地域福祉を推進する人材の養成」について、文章を一部修正し、「また、認知症サポーター養成講座等の地域共生社会の実現に資する取組みを推進します。」としました。

No.	意見	市の考え方
	■項目及びページ 1 地域福祉 主要施策 33頁	
3	■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すること。 地域づくりに向けた支援として、多世代（高齢、障害、子ども、困窮者等）が出会い、参加することのできる場や居場所の確保、交流や参加の機会を作り出すコーディネート機能を作る。 ■理由 ①タウンミーティングで聞いた意見として高齢の方が述べましたが、地域の見守りとしてこどもの見守り（安否）は出会う場が極端に少なく、また声をかけると不信がられるのでこどもの見守り（安否）は難しいという声があった（高齢の方はサロンでよく合うので現状は分かる）。 ②厚生労働省の地域共生社会推進検討会にて「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」で福祉制度の枠組みを超えた住民同士が出合い参加することのできる場や居場所の確保 と示したため。	「地域共生社会の実現に資する取組みの促進」を明確にするため、33頁「●地域福祉を推進する人材の養成」について、文章を一部修正し、「また、認知症サポーター養成講座等の地域共生社会の実現に資する取組みを推進します。」としました。 合わせて22頁「●子ども食堂活動への支援」を位置づけており、これらを通じ、多世代間の交流や居場所づくりを進めていきます。

No.	意見	市の考え方
4	■項目及びページ 1 地域福祉 主要施策 33頁	「地域共生社会の実現に資する取組みの促進」を明確にするため、33頁「●地域福祉を推進する人材の養成」について、文章を一部修正し、「また、認知症サポーター養成講座等の地域共生社会の実現に資する取組みを推進します。」としました。
	■意見 （提案）以下の事柄を計画書に追加記載すること。 ・認知症や障害者、外国人等がお互いの人権を尊重し合い、誰もが暮らせる共生社会実現のために「心のバリアフリー」活動を推進していきます。 （意見）心のバリアフリーに関しては特にホストタウンの影響で外国人の共生社会を目指す取組は推進していますが、障害者は市HPや広報誌に掲載していますから等で終わっている。もう少し分野を問わず平等に出前講座で「心のバリアフリー講座」をするなどやってほしい。羽島市は何をするにも分野ごとに優劣をつけて物事を進めすぎである。 ■理由 ①ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律のため ②ユニバーサルデザイン2020行動計画 ③認知症施策推進大綱 ④拡大版SDGsアクションプラン2019より「心のバリアフリーの推進」（令和元年6月） これは国の施策なのでやっていくべき。	

No.	意見	市の考え方
5	■項目及びページ 1 地域福祉 主要施策 33頁	
	■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すること。 ・国の施策で断らない相談支援として「専門職による伴走支援」の育成に努めます。 （備考）住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関との連絡調整等を行う体制を整えるために、岐阜市のように福祉まるごと支援員を設置して、住民やコーディネーターが抱える困難な事案を、福祉まるごと支援員が受け止めて、市の関係部署に適切に繋ぐ体制を構築します。 ■理由 懸念すべきことは「困難な事例を抱えている本人、もしくは同伴者」が市役所に相談をしにいかなければならないこと。複雑な困難要因（ひきこもりや地域から孤立した方々等）を抱える人達は窓口があっても相談にいかない、事情で行くことができない方もいます。そういう方々を第3者が見つけて市の関係部署に適切に繋ぐアウトリーチ型の対応が必要と考える。 現状民生委員がそこまで介入できるかといえば難しいのではないかと。やはり専門職であるCSW等や岐阜市が実施する福祉丸ごと支援員のような役割の方が必要と考える。	

ご意見の主旨につきまして
は、116頁「●市民相談の充実」
に含まれていると考えているため、
原案のとおりとします。

No.	意見	市の考え方
6	■項目及びページ 2 高齢者福祉 施策の方針 35 頁 目標指標 37頁 ■意見 以下のことを計画書に修正記載すること。 施策の方針（35頁～）に関する成年後見制度の内容と37頁指標名「中核機関設置後の成年後見利用相談件数」を2高齢者福祉（35頁～）から1地域福祉（32頁～）に変更すること。 （意見）地域福祉計画策定ガイドラインが示す盛り込むべき事項で「認知症、知的障害、精神障害者等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方」と記載されている。同計画策定委員会第2回議事要録によれば、中核機関を市社協等に委託とのことだが、「高齢者福祉」限定であれば、お金を払って事業委託しているので、なぜ市社協に分野を限定せず実施しろと市役所として言わないのか、理由を説明してください。 ■理由 （提案）地域福祉ガイドラインに意見の内容が含まれているので、1地域福祉（32頁～）と考える。羽島市は障害者の権利擁護について真剣に考えるべきだ。 （意見）市社協は「高齢者福祉」限定の機関ですか。	ご意見のとおり、成年後見制度は、高齢者に限ることではないため「地域福祉」分野に移動しました。 このため、これまで「高齢者福祉」分野に記載されていた、権利擁護の事業につきまして、「地域福祉」分野に移動し、33頁に「●権利擁護に関する取組みの推進」を追記しました。 さらには、「目標指標」「中核機関設置後の成年後見制度相談件数」を「高齢者福祉」分野から34頁の「地域福祉」分野に移し替えました。 また、障がいのある方に対する地域の支え合い・助け合いも必要であることから、32頁「課題」に「また、障害者手帳所持者数も2009（平成21）年度の3,170人から2018（平成30）年度の3,467人へと増加傾向にあるため、今後も引き続き医療・介護等の福祉サービス需要が増加していくことから、地域における支え合い・助け合いの精神が重要になっています。」を追記しました。

No.	意見	市の考え方
7	■項目及びページ 2 高齢者福祉 主要施策 36頁～37頁	介護予防事業については、36頁「●高齢者の健康づくり事業」で、「戦略2重点事業」として位置付けています。 普及啓発についても実施していくことを明らかにするため「関係団体と連携して介護予防事業の普及啓発に努めるとともに、体操教室や脳の健康教室等を実施し、高齢者の健康づくりを支援します。」に修正しました。 また、地域ケア会議については、37頁「●在宅医療と介護の連携」を「●多職種連携の推進」に変更し、文章を「医師や看護師等の医療関係者とケアマネジャー等の介護関係者が連携を図り、必要な時に必要な在宅サービスを利用者へ提供できるように努めます。また、地域ケア会議の開催により、多職種の連携を促進します。」に修正しました。
	■意見 ・以下の事柄を計画書に追加記載すること。 ・高齢者の自立支援・重度化予防の取組として介護予防に関する普及啓発、地域ケア会議による多職種協働の取組をしていきます。	
	■理由 ①介護予防の取組で保険者機能強化推進交付金が20年度400億円で自治体の競争促す内容となっています。今回は評価指数を見直し積極的に取り組む自治体への配分をより手厚くし、消極的な自治体は減らす仕組みとなっています。直近の国審議会では介護予防に関する評価指標の案として①成果を評価②取組過程を評価とあります。国の交付金を獲得するために、参加促進のためのアウトリーチの実施（評価項目のひとつ）をすとか、フレイルチェック、フレイル予防サポーター養成講座をするなど健康寿命に向けさらなる取組をすべきである。 ②介護保険事業計画に自立支援等の目標を設定されている、つまり市政として国から取組をしないといと推進されていること。	

No.	意見	市の考え方
8	■項目及びページ 2 高齢者福祉 主要施策 36頁～ ■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すること。 ・介護人材の確保・介護現場の革新に努めていく ■理由 ①令和元年10月9日厚生労働省老健局資料より ②介護現場は低所得、重労働で敬遠されている職業であるが、2025年度末までに約55万人、年間6万人程度の介護人材を確保することが必要と警鐘をしている。 羽島市としても例えば介護人材確保のためにボランティアポイント制度を活用するなど、高齢者は「受け手」から「支え手」となるような取組をすると同時に働くということは「介護予防」にもつながるのではないかと。 飛騨市の同制度を参考にやっていくべきである。	ご意見の内容は、33頁「●地域包括ケアシステムの深化・推進」の中で、適切な介護サービスが提供されるための取組みとして実施していくものと考えています。

No.	意見	市の考え方
9	■項目及びページ 3 障がい者福祉 主要施策 ① 障がい者の自立支援 39頁 ■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すること。 ・学校卒業の障がい者の生涯にわたる主体的・継続的な学びの場の充実に向けて社会参加や自立の実現を目指します。 ■理由 ①計画書36頁●老人クラブ支援事業で高齢者のいきがいきづくりを促進とあります。これは障がい者にもいえることです。だから障がい者にも同じように表記すべき。 ②国の推進で①障害者活躍推進プラン②読書バリアフリー法③障害者における文化芸術の推進に関する法律 ④障がいといっても発生した年齢、種別によって求める政策が大きく異なってきます。障がい児の場合は特に学校卒業後、手厚かった行政支援が急速に薄れます。よって国は今まで様々な施策を発信して障がい者の障がい学習化を推進しています。国の施策なので羽島市としても今後真剣に検討していかねばならない事項です。	ご意見の主旨につきまして は、39頁「●障がい者のライフステージに応じた切れ目のない支援」に含まれていると考えているため、原案のとおりとします。 事業の具体的な内容につきましては、個別計画である「羽島市障害者計画」において定めています。

No.	意見	市の考え方
10	■項目及びページ 3 障がい者福祉 目標指標 40 頁 ■意見 下記の目標指数の指標名を修正して計画書に記載すること。 (削除) 障がい福祉サービス利用者数 (追加) 基幹相談支援センターへの相談件数 ■理由 (削除理由) 障がいを患った時に認定されることは大切な事ですが、障がい者の視点から申しますと、それ以上に障がい者ということで生活していくうえで困難な事(就労や差別等)がたくさんあります。そちらの取組を重視してもらいたい。市民から障がい認定があつたら淡々と作業すればよい、という古い考え方は厳しいことを申し上げるが改めて頂きたい。よってこの目標指数はふさわしくない。 (追加理由) 子育て(11頁～)と高齢者福祉(35頁～)の目標指標にはそれぞれ「～相談件数」がありますが、障がい福祉にはない。今まで障がい者は総合窓口がない現状でようやく設置されます。手当の支給も大事ですが、新たに設置される総合窓口に対して障がい者の方々に周知をして利用を促していくことが大事と考えます。	基幹相談支援センターは、まだサービスに繋がっていない地域の障がいをお持ちの方をサービスに繋げることが役割の一つであり、現在設定している目標指標において、ご意見の主旨も包含されると考えるため、原案のとおりとします。

No.	意見	市の考え方
11	■項目及びページ 3 障がい者福祉 目標指標 40 頁 ■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すること。 「障がい者の雇用促進」に関連する目標指標を設定すべきである。（例題：特別支援学校の見学会や合同企業説明会の開催件数、参加者生徒人数等） ■理由 39頁●障がい者の雇用促進で「戦略1重点事業」と定めております。他の分野を勘案しましたら「戦略1重点事業」で定めている取組に関しては「目標指標」を設定している傾向にあると見受けました。大事な事は「戦略1重点事業」として位置づけるのであれば、目標設定と、年次ごとに結果はどうだったのかを明らかにすべきと思ったため。	障がい者の雇用確保に向けた特別支援学校の見学会や合同企業説明会の開催等の取組みについては、現在、特別支援学校と協議中で、具体的な事業実施方法が定まっていない状況です。 このため、数値目標の計上は困難であることから、原案のとおりとします。

No.	意見	市の考え方
12	■項目及びページ 3 障がい者福祉 主要施策 ① 障がい者の自立支援 ●障がい者への経済的支援 39 頁 ■意見 以下の下線部分を計画書に追加記載すること。 障害者優先調達推進法に基づいて<u>羽島市障害者総合支援協議会において行政と障害者就労施設等との話し合いの場を設け、より円滑な物品の供給、物品調達に努めます。</u> （意見）現状の羽島市障害者総合支援協議会は、物品調整について岐阜県立羽島特別支援学校が開校してから市内に進出した就労継続支援事業所が同協議会に参加できず話し合いの場に参加できない状況となっている。つまり「就労」に関する専門部会がないため。他にも今年度と昨年度は本会において主に1つのテーマについて議論をしている状況。とても同協議会において物品調達について話し合っていると判断できない。他の障害分野（こども、権利擁護、住まいなど）も同様の状況ですが、来年度から以上の課題について、どのように対応するか説明してもらいたい。 ■理由 ①平成28年3月議会にて市議会の質問に市政が下線部分の答弁をされているため、議会で発言されたことは実行する責務が市政にあるため。 ②令和元年6月拡大版SDGsアクションプラン2019に工賃向上計画支援事業等の実施があります。	ご意見の主旨につきまして、39頁「●障がい者への経済的支援」に含まれていると考えているため、原案のとおりとします。 事業の具体的な内容につきましては、個別計画である「羽島市障害者計画」において定めています。

No.	意見	市の考え方
13	■項目及びページ 4 社会保障 主要施策 42頁～ ■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すべきである。 ・被保険者が利用する先発医薬品について、後発（ジェネリック）医薬品への切り替えをすすめるとともに、国民健康保険から薬剤料の支出が抑制できることから、その利用促進をおこなうものとする。 ■理由 ①厚生労働省では後発医薬品使用促進を推奨している。 ②生活保護世帯に対して後発医薬品使用促進計画を策定して市政として実行されている。 ③後発医薬品の利用促進がすすめば、薬剤料の支出を抑制して、ひいては扶助費の抑制につながるため市としては財政が苦しいので積極的な取組をしていくべきと判断した。	42頁「●国民健康保険制度の運営」の「国民健康保険の安定的な運営」にご意見の主旨が含まれているものと考えているため、原案のとおりとします。

No.	意見	市の考え方
14	■項目及びページ 5 健康づくり 主要施策 45頁 ■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すること。 ・慢性腎臓病（CKD）の予防と普及啓発に努めます。 ■理由 ①腎疾患対策検討会報告書（概要）で慢性腎臓病（CKD）予防を推進しており、嫉視すべき取組を明示している。 ②慢性腎臓病（CKD）の原因として最も多いのは糖尿病と高血圧である。普段の生活習慣病と密接している。 ③羽島市でも平成29年9月に国民健康保険加入者に対して「羽島市糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定し、実施しているため。	慢性腎臓病（CKD）は、生習慣病と関わりが強く、重点事業に掲げる特定健康診査の受診及び特定保健指導の実施を促進することで、慢性腎臓病（CKD）の予防に繋がるものであり、原案の記載に含まれるものと考えています。

No.	意見	市の考え方
15	■項目及びページ 5 健康づくり 主要施策 45頁 ■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すること。 ・ライフステージごとに応じた食育の推進をして、健康寿命の延伸に向けて、栄養バランスのとれた食生活の普及啓発をしていく。 ■理由 平成17年に「食育基本法」が施行され、国はこれに基づく「食育推進基本計画」を策定しました。 健康寿命の延伸を図るため、生活習慣病を予防するのに食生活の改善は当然のことであり、正しい知識を普及啓発していく取組は大切であるため。	ご意見の主旨につきまして、45頁「●健康づくりの推進」に含まれていると考えているため、原案のとおりとします。 事業の具体的な内容につきましては、個別計画である「第2期健康増進計画（元気はしま21）」において定めております。
16	■項目及びページ 6 地域医療 主要施策 ①地域医療体制の維持 48頁 ■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すること。 ・医師と看護師の確保、また2020年から開始予定の新しい認定看護師教育の対応もしていきます。 ■理由 羽島市民病院維持のためには、医師と看護師の確保は当然であること。また認定看護師制度は新しい制度に移行するので、それに対応していく取組をすることは当然である。	市民がいつでも安心して受診できる医療体制の確保として、医師・看護師だけでなく、すべての医療職の適正な確保が必要であると考えています。 また、すべての医療職に対して専門職として必要な知識・スキル・資格の習得に向けたキャリアマネジメントに努めています。 なお、ご意見の主旨につきましては、48頁「●病院事業経営の健全化」に含まれていると考えているため、原案のとおりとします。

No.	意見	市の考え方
17	■項目及びページ 6 地域医療 主要施策 ①地域医療体制の維持 ●地域の診療所や介護施設等との連携 48頁 ■意見 以下の下線部分を計画書に追加記載すること 地域の診療所等～研修会の実施や、<u>ICT技術を活用した情報共有の仕組み作り、教育機関への～</u> ■理由 例題では松波病院では医・歯・薬・介護のICT連携としてTGPネットワークを構築して個人個人の診療・介護情報を共有するクラウド型EHRシステムです。羽島市民病院も個人情報保護の大切さは分かりますが、ICT技術を利用した関係分野の事業所とのネットワーク構築をすべきである。 また厚生労働省ではICTを活用した健康管理・診療サービスの提供や、健康・医療・介護領域のビッグデータを集約したプラットフォームを構築していくデータヘルス改革戦略を推進しています。 国の施策なので羽島市民病院としても積極的に活用を検討すべきである。	医療の情報化は、一部の医療機関だけではスケールメリットが乏しいため、できるだけ多くの医療機関が参加できる体制作りが必要であると考えます。 個人情報保護の観点とともに、医療の特性として、業務が一律ではなく多職種が多部署で組織横断的に業務を行っていることから、非定形的な業務が極めて多いという課題があります。 国においては、医療分野の情報化（ICT化）を推進する検討を行っていますが、データの互換性・標準化、基盤整備などのより詳細な制度設計の議論が進められている段階であるため、その動向を注視し、適切に対応していく必要があると考えています。

第3章 分野別計画 III 産業・交流 ～個性と活力にあふれるまち～

No.	意見	市の考え方
1	■項目及びページ 1 農業 主要施策 52頁 ■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すること。 ・耕作放棄地（遊休農地）の実態把握と利活用を検討していく ■理由 「課題」にもあるように農業従事者の60歳以上が約8割を占め高齢化が進んでいるために、今後耕作放棄地が増えることが懸念される。例えば農家の了解を得て耕作放棄地のデータベース化かマップ作成をして利活用の仕組作りを検討していく等、何らかの対応をしていかねばならないと考える。また耕作放棄地（遊休農地）と荒廃農地の抑制は農林水産省が推奨していることでもある。	本市では遊休農地の発生防止・解消へ向けて、毎年農業委員会にて農地利用状況調査及び利用意向調査を実施しており、調査結果に基づき、毎年更新した情報をデータや地図にて管理しています。また、農業委員と農地利用最適化推進委員により、集約化へ向けての活動を行い遊休農地化を未然に防ぐ活動を行っています。 一方、本市に対して耕作者から近い将来耕作が不可能となるなどの相談等が寄せられた場合は、農地中間管理事業を活用し、遊休農地化の防止と担い手への集積を進めています。 遊休農地については、営農意欲の旺盛な経営者や新規就農希望者へ個別にマッチングを図るケースもあります。 上記の活動は「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に基づき実施していますが、本市の遊休率は比較的低いものと考えられるため、これらをまとめて利活用する施策を検討する段階にはないものと考えます。

No.	意見	市の考え方
2	■項目及びページ 1 農業 主要施策 52頁～53頁	本市においては水稻以外の農産物の生産基盤は脆弱であるため生産量は少なく、市産の農産物は既存の販路以外に流通することは稀な状況です。 多様な販路を開拓し、市民や店舗が地産品を扱うことができる機会を多くするためには、当面の間は水稻以外の農産物の生産基盤の強化が必要であると考えられるため、52頁「●市特産品の育成」を本計画に位置付けています。 なお、一般の消費者に向けては、どこで何が生産され、販売されているかが分かるよう、「地産マップ」の作成に着手したところです。
	■意見 (提案) 以下の事柄を計画書に追加記載すること。 ・地食べ事業を核とした地産地消の推進による地元産農産物の生産・販路及び利用の拡大 (意見) 協働の考え方の一文に「また、市民は積極的に地元農作物を購入するよう心がけます。」とあるが、羽島市版地産地消マップや地産地消の店の認定制度は現在実施していなければ、どこで販売しているのか購入するきっかけさえ分からない。羽島市「食の地産地消推進計画」では生産者と飲食店等のマッチングが取組としてあるが、どの程度地元農産物の供給増加につながったのか説明して頂きたい。 ■理由 農林水産省で地産地消が推進されているため。販路拡大は市内の農産物の消費につながるの言うまでもない事実。消費者に届ける開拓ルート創出は当然の取組。	

No.	意見	市の考え方
3	■項目及びページ 2 商工業 主要施策 ① 経営基盤の強化 ●小規模事業者の経営改善に向けた支援 57頁	平成31年度小規模事業者支援法改正による事業継続力強化支援計画（小規模事業者の自然災害等への事前の備え、事後の復旧に向けた事業継続力の強化に向けた計画）の共同作成については検討中であるため、原案のとおりとします。
	■意見 以下のことを計画書に追加記載すべきである。 ・羽島商工会議所が羽島市と協同して、小規模事業者の事業継続力強化に係る支援事業に関する計画を策定して、地域における小規模事業者支援を推進してほしい。 ■理由 ①市内の従業員規模別事業所割合では4～9人、10人～19人が7割を超えており、市内の大半は小規模事業者が多いと見受けられるため。 ②小規模事業者の事業継続強化の取組を支援する必要があると思ったため。	

No.	意見	市の考え方
4	■項目及びページ 2 商工業 主要施策 ① 経営基盤の強化 ●創業支援事業 57頁 ■意見 以下の下線部分を計画書に追加すること。 新たに創業をめざす方と<u>創業後の創業者に対して支援を行います。</u>（※創業者の定着支援） ■理由 目標指標のひとつ指標名「創業支援等事業計画による創業者数」ですが、大事な事は創業後の「生存率」の高い創業支援を行ってほしい。 中小企業白書によると1年後70%、5年後40%、10年後25%とされているので、この数字より高い生存率を目指してほしい。 創業者が創業した後の創業者支援はどのようなことを行っているのか説明をして頂きたい。	羽島市創業支援等事業計画では、創業後についても、羽島商工会議所や岐阜県産業経済振興センターと連携し、フォローアップを行い、適切な支援を行っていくとしています。特に、同計画の創業塾を受講し、市が証明書を発行した創業者については、その後の状況を個別に確認するとしています。 なお、市内で事業を1年以上続けている創業者は市小口融資制度を利用することができ、同制度利用者は利子補給・信用保証料助成を受けることができます。また、羽島商工会議所では開業後5年未満の創業者が信用保証料無料となる県創業支援資金融資のあっせんを行っております。 創業支援等事業計画は前述のとおり創業後の創業者も支援対象としておりますが、これから創業を目指す方に重点をおいたものになっているため、原案のとおりとします。

No.	意見	市の考え方
5	■項目及びページ 2 商工業 主要施策 ② 人材の確保・育成 58頁 ■意見 (提案) 以下の事柄を計画書に追加記載すべきである。 ・中小零細企業の人手不足の状況であるため人材確保対策をすること。 (具体的内容) ・庁舎、商工会議所もしくはインターネット上で市内及び近隣事務所の求人情報を紹介して市民に身近な場所で求職と求人のマッチング機能をしてすべきである。例題で海津市は庁舎で無料職業紹介所、山県・中津川市はインターネット上で専用サイトを開設している。 (日頃の取組) 人材確保であればジンサポ!ぎふを活用すべきである。 ■理由 市民からすると市内事業所の求人情報どころか、どういう事業所があるのかさえ全く情報が分からない。例題で示した海津・中津川市だけでなく「ジンサポ!ぎふ」では県内市町村が人材確保に向けて取組をしている。 羽島市でも何かしらの全市民対象の求職と求人のマッチング機能施策はできると考えている。 噂では中小の零細企業は人手確保を自己責任でやってくれと聞いた、それでは事業所が廃業して地域経済が衰退していくのは当然だ。	ご意見の主旨につきまして、58頁「②人材の確保・育成」に含まれていると考えているため、原案のとおりとします。 本市の人材確保支援の取組みとして、市内企業に対するインターンシップを推進するための補助金交付を行っております。また、ハローワーク岐阜の求人冊子を庁舎内に設置しています。 羽島商工会議所では市内高校への出張企業説明会及び企業展の開催、企業ガイドブックの作成を行っております。なお、市及び羽島商工会議所は「ジンサポ!岐阜」の紹介及びイベント等の案内を随時行っております。 市内及び近隣事業所の求人情報をインターネット等で市民が見れるようにしてはどうかとの提案につきましては、現状において市内及び近隣事業所の求人情報はハローワーク岐阜及びインターネットで閲覧できるため、市単独で提供する必要はないと考えております。

No.	意見	市の考え方
6	■項目及びページ 2 商工業 主要施策 57頁～58頁	中小企業・小規模事業者の販売力強化（販路拡大、新製品開発）等を支援していく。
	■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すべきである。 ・中小企業・小規模事業者の販売力強化（販路拡大、新製品開発）等を支援していく。 ■理由 現状で繊維産業については販路開拓や新商品開発を交付金活用しているが、他の分野も当然必要な事である。「製造業」や「卸売業・小売業」に関しても販路の見直しが必要であると課題の項（56頁）で紹介されている。 例えば中小企業のネットビジネス参入を支援するとか、小規模事業者持続的発展支援事業を活用して、経営計画に基づき販路拡大等に取り組む小規模事業者に対して、国の小規模事業者持続化補助金の活用を支援をするとか、他にも方法はいくらかもあるだろうが、商工会議所と連携して実施すべきである。	

No.	意見	市の考え方
7	■項目及びページ 3 企業誘致 施策の方針 62頁	
	■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すべきである。 ・岐阜羽島駅周辺のにぎわい創出等（再開発という表現でもよい） ■理由 市民アンケート調査でも新幹線駅前にて企業誘致、複合ビル、ショッピングモール、商店街、飲食店を今よりも増やしてほしいという意見があった。にもかかわらず取組内容として岐阜羽島駅周辺に対して取組内容を明示しないのは如何なものかと思います。 住民・利用者からすれば駐車場の飽和状態だと思っているでしょう、地権者の方々の意向（意識改革をしてもらいたいところですが）もあるでしょうが、さらなる賑わいの創出を検討すべきである。	

羽島市第六次総合計画基本構想において、東海道新幹線岐阜羽島駅・名神高速道路岐阜羽島インターチェンジ周辺地域を「にぎわい創造エリア」として位置付け、広域交通拠点の立地特性を生かした企業立地を促進した土地利用を進めることとしています。

これに基づき本計画においても、62頁「●新たな企業立地可能用地の創出」と位置付け、引き続き東海道新幹線岐阜羽島駅及び名神高速道路岐阜羽島インターチェンジに近接した区域での企業立地を進めてまいります。

No.	意見	市の考え方
8	■項目及びページ 4 観光・交流 主要施策 ① 市の魅力の発信 ●観光情報の発信 66頁 ■意見 以下の下線部分を計画書に追加記載すること。 ・ホームページから積極的に<u>市内の地域資源</u>や観光情報の発信を行うとともに～ (課題) 羽島市では地域資源の活用策として「食のブランド推進」を積極的に推進してほしい。羽島市観光協会HPにグルメ・お食事とありますが現在16店しか掲載されていない。羽島市には喫茶店も含め魅力的なお店がたくさんあるのにも関わらず、少なすぎて同コーナーはただ単に登録しているだけという状態になっているので、登録数を増やしていただきたい。一宮市では商工会議所が「一宮モーニングプロジェクト」を実施しており、市内の喫茶店を紹介しており実施さくとして、モーニングマップ、スタンプラリー等をして観光施策のひとつとしてやっております。羽島市も商工会議所と協力してグルメに関して認定店制度を利用するなど強化してやっていくべきだと思う。 羽島市でも市内の飲食店に対して認定制度等を導入するなど地域資源のひとつとして推進すべきである。	66頁「●観光情報の発信」には、地域資源は当然に包含されるものと考えます。 羽島市観光協会ホームページで紹介されている店舗は、同協会に加入する会員のうち、掲載の承諾が得られている事業者となっています。同協会では趣旨に賛同いただける新規会員の募集も行っており、紹介店舗の充実に努めています。 なお、本市では、平成30年度から市内の優れた技術・技能や特産品等を情報発信する「はしまイスター」の認定制度を推進しています。

No.	意見	市の考え方
9	■項目及びページ 4 観光・交流 主要施策 66頁～67頁 ■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すること。 ・移住・定住相談窓口もしくは暮らしサポートセンター（仮）を設置すること。 ■理由 首都圏をはじめとする県外などから羽島市へ移住を考える時に住居や就職、生活環境など一切情報が分からない状況です。パンフレットありますから、市HPに掲載していますから、では市外の方は羽島市に移住したいとは思いません。やはり当事者と移住に関する各種相談を受けて少しでも不安を解消していくことが大切と考えます。 そして相談窓口を設置することにより何人の方が羽島市へ移住したか把握、もしくは移住してよかった方の生の声を聞くことでリピーター、もしくは実態把握をすることが可能ではないでしょうか。移住・定住を重視している自治体は移住・定住専用サイトや相談窓口を設置しております。	本市では既に移住・定住相談について総合政策課が窓口となっています。 本市においては子育てや教育、仕事、居住等の環境整備に努め、それらを積極的に情報発信する形で、移住・定住の促進を図っています。 充実した子育て・教育施策や交通利便性、比較的安価な土地価格など、居住地を選ぶ際に有益となる情報について、比較広告の形式によりまとめたリーフレットを作成し、東海道新幹線岐阜羽島駅構内や岐阜県東京事務所、東京、大阪、名古屋に所在する清流の国ぎふ移住・交流センターなどに設置しているほか、横浜で開催されたふるさと納税促進イベントをはじめ、各地で開催される各種イベントにおいても配布しています。 また、令和元年度から、実際に市外の方々にお試し生活をしていただき、より羽島市を知っていただけるよう、空き家を活用した移住体験住宅の運用を開始しています。 今後も本市の魅力を積極的に情報発信し、移住・定住の促進を図っていきます。

No.	意見	市の考え方
10	■項目及びページ 4 観光・交流 目標指標 純移動数 68頁 ■意見 以下の事柄を計画書に修正記載すること。 目標値（目標時点）1,100人の数値を引き下げること。 ■理由 ①現行計画の「純移動数」 （H26～30）4年間累計で-333人でH31（目標値）5年間累計の200人を大幅に下回る結果になっている。この統計から次期目標値は高すぎる。 ②66頁からの主要施策で「純移動数」を増やすための決め手となる移住定住施策が示されていない。転出者数の傾向で一番の問題は大学進学などで自分の住む地方を離れた若者が、進学した地方で就職してその地に定住して、生まれた育った地に帰ってこない、ということです。 このあたりの課題を主要施策で示していない、対応策があるのであればぜひ計画書に記載すべきである。羽島市をお考えをぜひ聞きたい。	第六次総合計画基本構想において、計画年次（令和6年）における本市の目標人口を67,000人とし、実施計画に定める各種施策を展開しています。 第六次総合計画後期実施計画の策定に向け、各種統計指標等による基礎的な調査を実施した中で、改めて将来人口の推計を行った結果、令和6年の推計値が66,538人となり、目標人口を462人下回る予測となりました。 少子化、高齢化が進む中、5年間の短期間で市の施策による出生率向上による自然増を図ることは現実的に難しいため、社会増（純移動数の増加）による目標人口達成を目指すこととし、1,100人という目標値を設定したものです。 なお、前期実施計画においては、日本人のみの純移動数を指標としていましたが、本計画では外国人との共生社会の実現といった新たな課題に対応していく必要があることから、外国人の人数も含めた指標となっています。 今後も子育て施策の充実や企業誘致の推進、外国人との共生社会の実現など、目標人口の達成に向け各種施策を展開していきます。

第3章 分野別計画 IV 市民生活・環境 ～安全・安心・環境にやさしいまち～

No.	意見	市の考え方
1	■項目及びページ 5 環境保全 主要施策 ④ 空家対策の推進 87頁 ●空家対策の推進 ■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すべきである。 ・「空き地の有効利用・適正な管理」について ■理由 平成28年8月に国土審議会土地政策文科会企画部会において、空き地等が地域に与える影響及び対策を講ずべき意義、空き地等が抱える課題に関する適正な管理・活用方策の今後の方向性、経済成長を支え、各地域で地域住民の生活の質の向上に資する豊かな土地利用を実現させる観点からの空き地等の創造的活用に関する具体的施策について検討を始めました。 近年所有者不明も含めた「空き地問題」は日本各地で深刻化しており、国においても審議されているので、同単語は記載すべきと考えました。	本市では、「羽島市美しいまちづくり条例」に基づき、土地の所有者等に対して適正管理を求める指導を実施しております。本計画においても86頁「●雑草繁茂地に対する指導」で、空閑地等の雑草繁茂地に対する管理の指導を行う旨を記載しています。 また、空き家バンク事業では、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する空家等の跡地に限らず、その他の空き地も登録できる仕組みとしており、空き地の流通にも取り組んでいます。 なお、85頁「現状（これまでの取組み）」の「空き家バンク事業」につきましては、「空き家・空き地バンク事業」に修正しました。

第3章 分野別計画 V 都市基盤 ～便利で快適なまち～

No.	意見	市の考え方
1.	■項目及びページ 2 公共交通 目標指標 98頁 ■意見 以下の事柄を計画書に反映させること ・指標名「コミュニティバス運行1日当たりの乗車人数」目標値（目標時点） 309人 → 500人 ■理由 ①現状値と目標値が同じ309人であるため コミュニティバス利用者は年々減少しているが、収支はかなりのマイナスである。収支改善のためにも利用者数を増やさなければならないのに、目標値が現状維持というのは利用者数増をあきらめていると市政は受け止めてよいのですか。その分の赤字分は一般会計から補てんし続けるというのですか。財政緊縮策5年間で59億円の圧縮をして、市民生活を悪化することになり、それでも羽島財政の為と思っているのに、コミセンだけは例外ですよ、というのは許されない。少しでもコミュニティバスの収入を向上させるよう努力を示すべきである。	現状の利用状況や今後の人口の推移を踏まえ、利用者減少の抑制に努めるとともに利用促進策の実施等による新たな利用者の増加を見込んだ指標設定とします。今後も利用促進策の実施等により、利用者の増加や収支の改善に努めていきます。 このため、98頁の「目標指標」「コミュニティバス運行1日当たりの乗車人数」を「コミュニティバスの年間乗車人数」に変更するとともに、「現状値」を「101,343人」に、「目標値」を「102,000人」に変更しました。

No.	意見	市の考え方
2	■項目及びページ 3 公園・広場 施策の方針 100頁	健康で文化的な都市生活を確保するうえで、安全な公園施設は欠かせないことから、都市公園法では、市民一人当たりの都市公園面積の基準を10㎡以上とされています。 また、緊急時における指定緊急避難場所としての活用が見込まれます。 現在、本市では市民一人当たりの都市公園面積は7.48㎡であり、市北部及び南部においては公園が整備されていない不均衡な状況となっています。 そこで新たな用地購入等によるのではなく公共施設跡地等で再整備を図ることで、効率的な整備を実施していきます。 また、公園施設維持管理費についても市民協働による取組みを図ることで削減を図っていきます。
	■意見 以下の文面を計画書に修正記載すること。 「公園が少ない地域～地域の意向を踏まえ、新たな公園の整備を進める～」→「公園が少ない地域でも新設する公園は最小限とする～」 ■理由 公園維持管理費として2019年度予算は以下のとおり。 ・公園施設管理費 予算 67,249,000円（推定） ・公園改修事業 予算 30,757,000円（推定） 公園予算で約1億円です。現在ハコモノ施設は老朽化のため施設統廃合するといっておきながら、インフラ関連は関係ないどんどん作ります、というのは趣旨として逆行しています。また、11月22日（金）の市長会見で財政調整基金残高が0円になる、市民にかなりの経済的負担を求める内容が発表されました。市民目線で考えれば自分の生活を犠牲にして新しい公園を作ってくれとは思いません。よってすべきことは新しい公園を作ることを見直すことです。財政危機、市民への経済的負担を求める、でも新しい公園を作る必要がある、というのであれば市民が納得する理由を的確にお答えください。	

No.	意見	市の考え方
3	■項目及びページ 5 下水道 104頁～106頁	
	■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すること。 ・浸水（雨水排除計画）対策について言及すること。 ■理由 近年ゲリラ豪雨と呼ばれる局地的な大雨が頻発し、全国各地で浸水被害が多発しております。国土交通省では平成27年の下水道法改正で総合的な浸水対策を推進と明記しました。羽島市でも局地的なゲリラ豪雨でマンホールから水が噴き出しました。と聞いております。羽島市公共下水道全体計画を勘案しましたら、浸水対策について特段明記していないように感じました。浸水対策についてどのような構想を描いているのかご説明を願いたい。	

下水道事業による雨水排除対策としましては、平成23年に桑原川排水区の一部について事業計画の認可を受け、区画整理事業による面的整備に合わせ、排水路の整備を行ってまいりました。

また平成27年の下水道法改正に伴う内水対策事業につきましては、浸水被害対策区域の指定がされていないため、現状は該当しません。

なお、本市の下水道排除方式は分流式を採用しておりますので、豪雨により下水マンホールから雨水が噴き出すことはありません。

令和2年度から令和6年度における、治水に関する取組みとしましては、本計画74頁～76頁に記載のとおりです。

第3章 分野別計画 計画の推進方策

No.	意見	市の考え方
1	■項目及びページ 1 市民協働 主要施策 109頁 ■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すること。 ・中間支援機能の充実をすること ・ボランティアセンターの活性化 ■理由 羽島市では市民協働の考え方として主軸は「自治会やコミュニティセンター」の考え方があり、市民活動団体に対しては二、三の次と思えてしまう。市民団体に対するまちづくり補助金の廃止、未だに活動拠点の整備がされていない現状では否定できない要素がありすぎる。 岐阜市では「岐阜市協働のまちづくり推進計画2018-2022」を作成し、その中で市民活動支援事業の推進や中間支援機能の充実がある。 ボランティアセンターの活性化については市民協働の視点から当然であり「ボランティア」という単語がないことすら問題であると考ええる。	市民団体の活動支援については、109頁「●市民団体間の連携支援」及び「●活動拠点の整備」を位置付け、推進していきます。 なお、ボランティアセンターにつきましては、羽島市社会福祉協議会が運営を行っています。

No.	意見	市の考え方
2	■項目及びページ 1 市民協働 主要施策 ①市民参画の推進 ●市政への市民参画の促進 109 頁	羽島市まちづくり基本条例第17条では、市民参画の一つの手法として、パブリックコメントについて明記しており、重要な手段の一つであると考えたため、109頁「●市政への市民参画の促進」の文章を、「市が実施する意見募集（パブリックコメント）や審議会等の施策・事業の検証・立案の場等への市民参画機会の拡充を図るとともに、アダプトプログラムの推進や専門的知見を有する人材の活用など、市民のまちづくり活動への参画を促進します。」と修正しました。
	■意見 （提案）以下の下線部分を計画書に追加記載すること 市が実施する<u>意見募集（パブリックコメント）</u>や審議会等の施策・事業 ■理由 （提案） 羽島市まちづくり基本条例第12条の解説に市民参画の方法として「意見募集」が記載され、また第17条ではパブリックコメントと示されているため、条例との整合性のため。	

No.	意見	市の考え方
3	■項目及びページ 3 開かれた行政 主要施策 115頁～ ■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すること ・市民の市政参画手法の積極的な運用 ■理由 ①開かれた行政というのは市民との情報共有だけでなく、市民の意見が市政に反映させる仕組みを多様化させることだと考える。市民が市政に関心をもってもらうためにはただ情報を受け取れではなく、自分の意見が反映されたと実感がなければ難しいのが人間の心理である。 ②羽島市まちづくり基本条例第12条にて市民参画の項がある。条例と計画書の整合性のために。 ところで質問ですが、同条例第22条で総合計画は市民ワークショップの開催とありましたが実施されましたか。	ご意見の趣旨については、109頁「主要施策 ①市民参画の促進」に含まれるものと考えます。 ご質問につきましては、羽島市まちづくり基本条例第22条第2項において、「市長等は、総合計画の策定や見直しにあたっては…広く市民参画の機会を設けます。」と規定されており、解説では、市民の意見をできる限り反映させることが重要であるため、意向調査（市民アンケート）、市民ワークショップの開催、総合計画審議会への市民委員の公募や説明会の実施など、広く市民参画の機会を設けることを規定している、とされています。 そのため、今回の第六次総合計画後期実施計画の策定にあたっては、市民アンケート調査、総合計画審議会への市民委員の公募や市民から日常的な暮らしの中で感じることを直接伺う懇談会を実施し、広く市民参画の機会を設けたところです。

No.	意見	市の考え方
4	■項目及びページ 3 開かれた行政 主要施策 115頁～116頁	現在、本市HPでは「選挙啓発」カテゴリ内の「選挙器具の貸し出し」の他に、若者の選挙参画への意識を高めるため「お知らせ」カテゴリ内に「若者の立会人募集のお知らせ」のページがあります。 また、日ごろからの啓発として、18歳に到達した方への選挙啓発パンフレットの送付、羽島高校・羽島特別支援学校での出前講座の実施、小中学生を対象とした国主催の選挙ポスターコンクールへの参加依頼等を行っています。 今後も、これらの若者向けの選挙啓発を通じて、投票率の上昇を図ってまいります。
	■意見 以下の事柄について計画書に追加記載すること ・（若者）選挙啓発について ■理由 市政が市民に対して積極的な情報発信をしていますが、受け手（市民）に問題があり関心が薄れているのは確かで今年実施された選挙の投票率は最低水準の40%台となりました。そこで（若者）選挙啓発が必要と考えましたが、市HPで同事業について確認した所、「選挙器具の貸し出し」しかなく取組に課題があると思いました。選挙時だけ投票を呼び掛けてもダメ、日頃から選挙啓発することが大事。例えば出前事業、高校生とのタイアップ、ポスター啓発等親子で参加型でもよいので、何かしら他市を参考に実施すべきと考えます。	

No.	意見	市の考え方
5	■項目及びページ 4 行財政運営 目標指標 121 頁	
	■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すること ・財政健全化を判断する指標を設定すること ■理由 報道の通り羽島市は5年間で59億円圧縮するとありました。計画書（案）での財政指数では補助金のみであるが、これだけで59億円という額を達成できるわけがなく、もっと財政の健全化を示せる指数を設定すべきである。羽島市民に多大な負担を求めるならば、しっかりとした財政目標指数を設定すべきである。現行通りでよいのであれば、市民が納得理由を語るべし。 ちなみに総合計画前期は「健全化判断比率4指標」を目標指標として設定しております、なぜ今回は取り下げたのか、理解不能です。	

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4指標は、前期計画において目標値である早期健全化基準以下となる見込みです。

前期計画では目標値を掲げましたが、これは全国統一の基準に基づくものであり、羽島市の実態に照らし合わせた目標値を設定する方がより適切であると考え、「目標指標」を「補助金等の当初予算額」としたものです。

また、補助金だけで58億の圧縮を行うわけではなく、120頁に主要施策として事務事業の見直しを掲げ、健全な財政運営に向けた取組みを進める旨記載しています。

No.	意見	市の考え方
6	■項目及びページ 5 多様な連携推進 主要施策 ① 自治体間連携の推進 123頁	岐阜市が進められている連携中枢都市圏の形成は、その中核となる岐阜市と周辺市町が1対1での協約を締結し、連携を進めるものですが、本市が目指す連携に至る明確なビジョンが、現時点では必ずしも明らかな段階に至っていないことから、慎重な対応をしているところです。 なお、連携中枢都市圏に関する会議については、オブザーバーとして本市も参加しており、随時情報収集等に努めています。
	■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すること。 ・岐阜連携都市圏に加入することを目指す ■理由 岐阜連携都市圏の構成市町は岐阜・山県・瑞穂・本巣市、岐南・笠松・北方町と岐阜県域市町がほぼ加入している状況である。平成30年3月29日に岐阜連携都市圏ビジョンを作成して、事業ごとに連携する市町の状況が違う状況となっており、羽島市として広域的に連携したい分野だけ参加すればよいのではないかと。 そもそも現状なぜ岐阜連携都市圏の参加をする必要がないのか、市民に対して説明をしていないように思える。総務省でも「基礎自治体による行政基盤の構築に関する研究会」で圏域形成の話がでており、第12回議事概要には「市町村が自発的に連携しない場合には、住民自治の観点から、住民投票を活用することも考えられるのではないかと」さえ出ている。総務省の審議会でも検討されている事項なので、圏域について総合計画に何らかの言及をすべきだと考える。	

No.	意見	市の考え方
7	■項目及びページ 5 多様な連携推進 主要施策 ① 自治体間連携の推進 123頁	本市では、大学との協定に基づき、岐阜大学及び岐阜県立看護大学と地域社会の発展と人材育成を目的とした連携・協力の取組みを進めていくこととしています。 また、積極的にインターンシップの学生を受け入れています。 今後も各大学との連携・取組みの推進に努めてまいります。
	■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すべきである。 ・自治体、大学と「包括連携協定」を締結し、地域の課題に対応し、活力ある地域社会の形成・発掘や未来を担う人材育成をすること。 ■理由 羽島市HP 総合政策課→他団体の連携 では大学と自治体で連携協定を締結しているのは海津市と岐阜大学しかありません、しかも最新が2010年です。自治体は分野限定で連携協定しているかもしれませんが、大学はなぜ岐阜大学だけなのか。他の自治体は大学との包括連携協定を締結していますよ、明らかに羽島市は出遅れています。	